

第 6 回船橋市地域災害医療対策会議

会議録

日 時：令和元年 7 月 17 日（水）

13 時 30 分～14 時 41 分

場 所：保健福祉センター大会議室

開会 13時30分

○司会（西田保健総務課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第6回船橋市地域災害医療対策会議を開催いたします。

ご出席の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます保健総務課の西田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出欠でございますが、浅原委員と河原委員が遅れております。また、颯佐委員、高橋委員、神谷委員、平岡委員、西口委員、安東委員につきましては、所用のため欠席するとの連絡がありましたのでご報告いたします。

なお、船橋警察署から久保木様、船橋東警察署から山形様、陸上自衛隊第1空挺団から石原様にご参加いただいております。

本日の会議につきましては、1時間程度を予定しておりますので皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

1 委嘱状交付

それでは会議に先立ちまして、この4月1日より新たな任期での最初の会議でございますので、健康福祉局長から委員の皆様へ委嘱状の交付をいたします。委嘱状の交付に当たりまして、委嘱日が平成31年4月1日付となっております関係から、委嘱期間につきましても平成33年3月31日と表記しておりますが、令和3年3月31日に読みかえていただければと思います。

それでは局長よろしく願いいたします。

【局長から委員への委嘱状交付】

2 各委員等のあいさつ

○司会（西田保健総務課長）

続きまして、健康福祉局長よりご挨拶を申し上げます。伊藤局長お願いいたします。

○伊藤局長

皆さんこんにちは。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。健康福祉局長の伊藤でございます。本来であれば、市長がご挨拶申し上げますところでございますけれども、代わりましてご挨拶申し上げます。

皆様には日ごろから市民の安全安心を確保するために様々な分野でお力添えをいただいておりますことを、この場を借りてお礼申し上げます。近年、わが国では熊本や北海道の大地震の他、各地での豪雨など様々な災害に見舞われております。船橋市は幸いこのような被害に遭っておりませんが、万が一災害に見舞われたときのために1人でも多くの市民の命を救うことができる災害医療体制の整備が求められております。

こうした中、平成29年度に設置したこの地域災害医療対策会議におきまして、皆様に協議を重ねていただきました結果、令和2年4月にはこれまでの体制を大きく見直し、病院前に救護所を設置する体制とするため、船橋市地域防災計画を変更すべく、ただいま事務を進めているところでございます。本年度から委員となりました方を含めまして、防ぎ得た災害死を減らし、市民の命を救う災害医療体制を構築すべく、本日の会議では皆様それぞれの専門的な知見から、ご意見ご提言をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、皆様方のご健勝ご活躍を心から祈念いたしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

ありがとうございました。続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

船橋市医師会会長、寺田俊昌委員。

○寺田委員

寺田でございます。またよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市医師会理事、浅原新吾委員。

○浅原委員

救急担当理事の浅原です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋歯科医師会会長、尾崎隆委員。

○尾崎委員

はい。歯科医師会会長の尾崎です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋歯科医師会医療管理理事、北條宏樹委員。

○北條委員

北條です。よろしくお願いします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋薬剤師会会長、杉山宏之委員

○杉山委員

はい。船橋薬剤師会の杉山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋薬剤師会専務理事、土居純一委員。

○土居委員

はい、土居です。よろしくお願いします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市医師会理事、災害医療コーディネーター、梶原崇弘委員。

○梶原委員

はい。梶原です。医師会の防災と救急医療を担当しております。よろしくお願いします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市立医療センター救急科部長、災害医療コーディネーター、角地祐幸委員。

○角地委員

角地祐幸と申します。今年から救命救急センター長として働かせていただいています。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市自治会連合協議会会長、本木次夫委員。

○本木委員

はい、本木でございます。よろしくお願いいたします。市民として、この災害時

の医療対策というのは最も関心のあるところでありますので、疑問点については多数ご質問等もさせていただくかもしれません。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市社会福祉協議会顧問、宮澤久志委員。

○宮澤委員

宮澤でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

千葉県柔道整復師会、船橋・鎌ヶ谷支部長、山崎博史委員。

○山崎委員

山崎です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

千葉県助産師会副会長、佐藤美保子委員。

○佐藤委員

千葉県助産師会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市消防団副団長、鎌倉博光委員。

○鎌倉委員

消防団で住民指導担当及び広報を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

船橋市立医療センター外科副部長、佐藤やよい委員。

○佐藤委員

はい。船橋市立医療センターでDMATの活動をさせてもらってます。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

病院前救護所設置病院、千葉徳洲会病院看護師、河原麻美子委員。

○河原委員

河原と申します。今年から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

なお、これまで看護協会より委員をお願いしておりましたが、看護協会は県の管轄で行動することから、今回より看護協会委員に変え病院前救護所設置病院から委員をお願いしており、すでに病院前救護所設置運営訓練を実施した千葉徳洲会病院から看護師の河原委員に就任いただいております。

では最後に、船橋市保健所所長、筒井勝委員。

○筒井所長

保健所長をしております、筒井でございます。事務局ともども、どうかよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

続きまして、市職員の紹介をさせていただきます。
伊藤健康福祉局長です。

○伊藤局長

はい。伊藤です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

松野保健所次長です。

○松野保健所次長

はい。松野と申します。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

野々下健康・高齢部長です。

○野々下健康・高齢部長

はい。野々下です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

檜館健康政策課長です。

○檜館健康政策課長

檜館です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

林市長公室長です。

○林市長公室長

はい。林です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

矢島危機管理課長です。

○矢島危機管理課長

矢島と申します。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

小出警防指令課長です。

○小出警防指令課長

小出です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

藤代救急課長です。

○藤代救急課長

藤代です。よろしくお願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

それでは続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前にお配りしております本会議の次第、資料 1 第 6 回船橋市地域災害医療対策会議、資料 2 災害用備蓄医薬品、資料 3 災害用備蓄衛生材料、資料 4 透析治療及び妊産婦対応医療機関一覧、また本日の追加資料として座席表、本会議の要綱、委員名簿です。資料が不足している場合には、挙手にてお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

次第 3 の議題でございます。本年 4 月に委員の皆様新たに委嘱いたしましたことに伴い、現在会長・副会長が不在となっておりますので、議事の進行について本来で

あれば、仮議長を立てて行うべきところではございますが、本日は時間の関係もございましたので、私が進行させていただきたいと存じますが、ご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

○司会（西田保健総務課長）

異議なしということですので、会長が決まるまで私が進行させていただきます。

まず議事に入る前に、会議の公開非公開に関する事項について、皆様にお諮りいたします。

この件につきまして事務局よりご説明させていただきます。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。本市におきましては、「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、会議の概要及び議事録を原則として公開とさせていただいております。また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて開催することを公表いたしました。傍聴人がいる場合には「公開事由の審議」の後に入場していただきます。以上でございます。

○司会（西田保健総務課長）

それでは、会議の公開事由の審議をお願いしたいと思います。事務局よりご説明させていただきます。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。当会議につきましては「個人情報等がある場合」又は「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除き、原則として公開することとなっております。また、議事録については発言者、発言内容も含め全てホームページ等で公開されます。

本日の議題につきましては、個人情報等は含まれておりません。また、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものとして、公開として差し支えないものと考えます。ご説明は以上でございます。

○司会（西田保健総務課長）

説明の通りですので、この会議は公開とし、会議の議論の内容によって非公開の事由に当たる恐れがあると判断した場合は、改めて皆様にお諮りするものとさせていただきます。皆様いかがでしょうか。

【異議なし】

○司会（西田保健総務課長）

異議なしということですので、本日の会議は公開といたします。事務局に確認しますが、本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。本日は傍聴の希望者はおりませんでした。

3 議題 ①会長・副会長選出について

○司会（西田保健総務課長）

それでは、これから議題に入らせていただきます。

まず、議題①会長、副会長の選出についてでございます。

船橋市地域災害医療対策会議設置要綱をご覧ください。本要綱第5条の規定により、会長、副会長は委員の互選となっております。まずは会長の選出から行いたいと存じますが、ご推薦がございましたらお願いいたします。

○尾崎委員

はい。歯科医師会の尾崎でございます。この会議はですね、災害時の医療救護等の内容に関する会議でございますので、長年船橋市の保健医療に携わってこられました、船橋市医師会会長の寺田委員が適任だと思いますので、私の方からご推薦いたします。よろしく願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

ただいま、会長には寺田委員をとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

【異議なし】

○司会（西田保健総務課長）

ご異議がないものと認めまして、寺田委員を当会議の会長に選任することに決定いたします。寺田会長には会長席へお移りいただきたいと思っております。

それでは寺田会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。寺田会長、よろしく願いいたします。

○寺田会長

今、推薦をいただきました寺田でございます。この会議はですね、いつ何時何がある

かわからない、それに対する会議ですので、ご参加の皆様方みんな顔の見える関係を築き、120%の実力を発揮していただきたいと、そのための会議であると思っておりますのでよろしく願いいたします。

○司会（西田保健総務課長）

ありがとうございました。それでは船橋市地域災害医療対策会議設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となりますので、以後の議事につきましては寺田会長に議長となつていただきます。それでは寺田会長、お願いいたします。

○寺田会長

はい。それでは議事進行していきたいと思ひます。

副会長の選出に入りたいと思ひます。どなたかご推薦はございますでしょうか。

はい。杉山委員。

○杉山委員

薬剤師会の杉山です。副会長には船橋市医師会の防災、救急医療担当理事として災害時の医療等について幅広い識見をお持ちで、災害医療コーディネーターでもある梶原委員が適任だと思ひますのでご推薦いたします。

○寺田会長

はい。杉山委員ありがとうございました。

ただいま、副会長には医師会の梶原委員をとのご発言がありましたがいかがでしょうか。

【異議なし】

○寺田会長

はい。ありがとうございます。では異議がないものと認め、梶原委員に副会長をお願いしたいと思ひます。梶原委員、よろしくお願ひします。

それでは梶原副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。梶原副会長よろしくお願ひします。

○梶原副会長

ご推薦いただきました梶原です。引き続きまたよろしくお願ひします。2020年4月から新しいルールができるということで、またこの会議です、皆さんの意見を取り入れてと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

3 議題 ②医薬品等の備蓄方法について

○寺田会長

ありがとうございました。それでは議事進行していきたいと思います。議題②医薬品等の備蓄方法についての説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。それでは資料に沿ってご説明いたします。

まずお詫びがございます。事前にお配りいたしました資料1の表紙ですね、第6回船橋市地域災害医療対策会議、という資料ですけれども、誤りがございました。令和元年7月17日木曜日となっておりますが、水曜日の誤りでございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

それでは、スライドの3番をご覧ください。議題2 医薬品の備蓄方法についてご説明いたします。次のスライド（4枚目）です。

本議題は第5回船橋市地域災害医療対策会議において再検討とされていた内容でございますので、まず前回会議での内容及びその後の検討状況についてご説明いたします。次のスライド（5枚目）です。

備蓄方法及び内容について、前回会議で事務局からご説明したものです。病院前救護所分についてご説明いたします。まず、超急性期に使用する医薬品等については、薬については門前薬局で、医療材料については病院で、それぞれランニング備蓄を実施。また、医薬品の内容については、県の計画に基づき県が備蓄しているものと同一とすることを基本とします。一方、48時間以降の備蓄については、病院前救護所は原則として撤退していき、医薬品卸のインフラが徐々に回復してくることから、特別な備蓄をしないものとします。次のスライド（6枚目）です。

以上の説明に対しまして、第5回災害医療対策会議において、薬局には夜間や休日などは常に人がいるわけではないため、傷病者が押し寄せるまでに開局が間に合わないことも考えられることから、病院前救護所ですぐに必要な医薬品については、病院に保管する方がいいのではないかとのご意見をいただきました。従いまして、超急性期における病院前救護所分の医薬品等については再検討することとなっております。次のスライド（7枚目）です。

これらのご意見を踏まえ、本年4月25日に作業部会を開催し、再度検討を行いました。まず、これまで医療資器材である医療材料と医薬品という分類で考えてきましたが、病院前救護所で軽傷者の処置に必要なものと処方箋に基づく医薬品という区分で考え、病院前救護所で使用するものはできる限り近い場所に備蓄すべきとのご意見をいただきました。また、市内の備蓄力を強化すべく、医薬品卸でのランニング備蓄についても取り入れて考えるべきとのご意見をいただきました。次のスライド（8枚目）です。

また、病院でランニング備蓄をするためには、備蓄品目を病院で使用できるものとする必要があることから、備蓄品目についてもご意見をいただきました。詳細につきましては、資料2資料3に記載されている通りでございますが、現在病院であまり使用されていない品目につきましては、同効品へ変更することや、注射針の太さをより細い侵襲の少ないものへ変更することなどが主な内容となっております。次のスライド(9枚目)です。

続きまして、病院分の備蓄についてです。超急性期において病院内での対応に必要なとなる物品につきましては、各病院で備蓄するものとします。備蓄内容については、各病院で対応可能な症例等により異なることから、各病院での調整を基本としますが、災害時に必要となりやすい品目等を市から提示するなど、協力しながら進めてまいります。備蓄量につきましても市の被害想定等に基づき調整してまいります。また、48時間以降につきましては、基本的に病院前救護所の場合と同様で、備蓄はしないものとし、医薬品卸に対応していただく予定ですが、医薬品卸からの提供が受けられない場合には県の備蓄を利用するものとしたします。なお、病院分につきましては前回会議にてご意見はございませんでした。次のスライド(10枚目)です。

続きまして避難所分についてです。超急性期においては基本的に医療従事者がいなくなるため備蓄は行いません。救急箱のような家庭での使用が想定されるレベルのものは検討してまいります。万一、避難所に医療の提供が必要となる方がいらした場合には、自助・共助により病院前救護所を目指すようにご案内し、医療や医薬品の提供を行ってまいります。避難所分につきましては、家庭での使用が想定されるレベルのものは用意するべきとのご意見をいただいておりますので、どのようなものが適すのか引き続き検討してまいります。次のスライド(11枚目)です。

ここからは作業部会でいただいたご意見を踏まえ、市からのご提案をさせていただきたいと思っております。まず基本的な考え方についてです。病院前救護所で処置を受けて処方箋を受け取り、薬局で薬をもらって帰宅するという、できるだけ平時と同様の流れで医療を提供することで市民の皆様に関わりやすい制度となるよう努めます。各場所に必要な物品については、使用する場所に保管しておくことで、災害時に迅速な対応ができるよう努めます。

利用している医薬品等は病院ごとに異なりますので、ランニング備蓄しやすいように同効品での備蓄を可能といたします。以上を基本方針として調整を進めてまいりたいと思っております。次のスライド(12枚目)です。

こちらの図は、病院、薬局、医薬品卸の関係を図示したものでございます。まず左上の病院及び病院前救護所のところをご覧ください。ここで病院には2種類の備蓄をしていただく形を考えております。ひとつ目は、病院前救護所で軽傷者処置のために使用する医薬品等です。品目につきましては基本的に県に準ずる形で進めたいと考えております。もう1つは、病院内で中等症以上の傷病者の治療に使用する医薬品等です。品目等につきましては各病院ごとに使用している医薬品等が異なるため、各病院

ごとの備蓄品とし、船橋市の被害想定に応じて備蓄する量を調整していただく形で進めたいと考えております。

次に下向き矢印のところをご覧ください。病院前救護所での処置が終わり、処方箋が出された場合には門前薬局で医薬品を出していただきたいと考えております。災害救助法が適用された場合には病院前救護所での治療及び処方薬の提供について市民の方ご自身の負担がなくなる予定ですが、病院内での治療及び処方箋に基づく薬の提供は、保険診療の対象として市民の方ご自身の負担が発生する場合もございますので、保険診療の対象者なのかどうか、医療機関等が困ることのないよう病院前救護所で交付する処方箋は災害時用処方箋として、平常時とは様式の異なる処方箋を検討しております。

次に処方箋に基づく医薬品の提供につきましては、薬局に普段備えている在庫で対応していくこととしたいと考えております。また、薬局に備えておく医薬品は県が備蓄している救護所用の医薬品のうち、処方薬と考えられる指定品目とし、指定品目については最後の包装に手をつけた段階で業者に発注をするなど、早めの発注をルール化して在庫が不足することのないように備えていきたいと考えております。なお、指定品目につきましては資料 2 の薬局欄に○印が付いている物を考えておりますが、こちらの内容につきましても、作業部会において通常どの薬局でも取り扱いがあるのご意見をいただいておりますことを申し添えます。またこの部分は薬剤師会、薬局との十分な協議が必要となる事項でございますので、しっかりと検討を進め、調整を図ってまいります。

最後に、図の右側、市内の医薬品卸についてです。発災後 3 日目以降は医薬品卸の流通が再開すると見込んでおりますけれども、48 時間以内においても、医薬品等の不足をバックアップできるよう、医薬品卸において船橋市分を備蓄していただくことで、48 時間以内の対応ができないかと考えております。従いまして、今後、医薬品卸業者や卸業者の属している組合及び千葉県との協議等が必要となりますが、発災時に医薬品等が足りなくなることをないよう調整を図ってまいりたいと考えております。以上が各機関の活動、備蓄内容として考えていることとなります。次のスライド（13 枚目）です。

最後に各機関にてお願いする内容について、機関ごとに整理させていただきます。まず病院についてです。病院では病院前救護所で使用する医薬品等の備蓄を行うこととしたいと考えております。備蓄する医薬品等の品目については資料 2 資料 3 に記載のあるものとし、備蓄量につきましては市の被害想定に基づき各病院との調整を図ってまいります。一方、病院内で使用する医薬品等については病院ごとに使用しているものが異なることや保険診療の対象となるため、病院で備蓄を進めていただくことを考えております。次のスライド（14 枚目）です。

次に薬局についてです。病院の近隣にある薬局の中で病院から指名のあった薬局については門前薬局として、指定医薬品を常時一定数量維持するよう管理を行うことと

していきたいと考えております。また備蓄できる量などの関係から何人分といったような指定は行いませんが、災害時に不足することがないように最低数量を定めるなど薬局との調整を進めていきたいと考えております。そして発災時に開局が間に合わないかもしれないのご意見もございますが、できる限り開局していただけるよう市と協定を結んでいただくなどの調整を図ってまいります。次のスライド(15枚目)です。

医薬品卸についてです。医薬品卸業者は市内5社あり、それぞれ市内に営業所を有しております。そこで市が指定する医薬品等を市内営業所またはすぐに調達できる場所に備蓄できないか調整してまいりたいと考えております。また、医薬品卸業者にもランニング備蓄をお願いし、発災時に迅速に供給できる体制を構築できないか調整してまいりたいと考えております。以上が医薬品等の備蓄についてのご説明となります。

○寺田会長

はい。ありがとうございました。

結構なボリュームの内容でしたので、大丈夫でしょうか、皆さん。

それでは、ただいまの説明について、ご意見ご質問ございますでしょうか。

はい、本木委員。

○本木委員

本木です。概略、結構だと思うんですけども、備蓄方法の内容に避難所分があります。先ほどご挨拶で申し上げたように、この災害時医療で私ども市民がもっとも関心を持つところは、病院前救護所等、これはまあいいとして、備蓄方法の中で避難所については基本的に備蓄はしないと、こういうふうに書いてあります。専門的にドクターの処方が必要ならば使えないような薬は、これはしょうがないとして、ごく軽症な部分で対応できる程度の家庭医薬品程度のものを考えないでよろしいのかどうか、これが1つ。それからもう1点。48時間以降は巡回診療になる。病院前救護所の備蓄数量なんていうのは、行政が備蓄数量等を想定すると、こういうふうに言ってます。では、巡回診療するときには、どんな薬剤をどの程度持つていくというのは、担当されるドクターあるいは薬剤師が判断していくのかどうか、この2点だけ確認させていただきたいと思います。

最低限、避難所にはですね、家にある救急箱以上のセットは必要だと私は考えております。

○寺田会長

はい。事務局どうですか。

○事務局（矢島危機管理課長）

はい、危機管理課です。先ほど事務局の方から説明がございました、避難所の医薬

品ということでございますけれども、家庭で使用するレベルのものという説明をしたと思います。それを避難所で整備いたします。救急箱もしくは救急セットというふうになると思われますが、現在、保健室にはどのようなものを配備しているか、また、その医薬品や、他市での避難所でどのようなものが配備されているかなどを調査しまして、備蓄品や数量に関しましても、今後検討してまいります。以上です。

○寺田会長

それともう1つ、巡回の方ですね。

○事務局（西田保健総務課長）

保健総務課でございます。巡回診療の医薬品というご質問いただきましたが、避難所の方には保健師のアセスメントが入っておりますので、巡回診療に当たる場合はその避難所に応じた、必要な医薬品等を準備して診療にあたりたい、ということで考えておりますのでお答えさせていただきます。

○寺田会長

要は、避難所については、保健師さんが避難所の評価をし、災害医療対策本部はこれをもとに必要な医薬品等がある程度把握しているため、それに基づいて医薬品を用意して巡回するというところでよろしいですね。

○事務局（西田保健総務課長）

はい。ありがとうございます。

○本木委員

私の質問は病院前救護所について、被害想定を市がやって、そして、用意する医薬品数量等も準備するのだと思っています。ところが、巡回の場合には、巡回するお医者さんがその被害想定ができるんだろうかと、こういう疑問なんです。被害想定がないと必要な医薬品の種類も、量も、見込みで準備するということになりますよね。被災想定は大丈夫ですか、ということなんです。

○寺田会長

48時間経てばある程度インフラが戻り流通が始まるので、それ以降の医薬品の不足はあまり考えなくていいんじゃないかと考えています。

○本木委員

逆なんです。48時間の間は大丈夫なんでしょうか。一番怪我人が出るのは、発災直後ではないかという想定でお尋ねしました。

○寺田会長

巡回診療は原則として 48 時間以降になります。

○事務局（西田保健総務課長）

巡回診療が 48 時間以降となる理由は、医師は 48 時間までは最優先に対応すべき人命救助に携わるためですが、被災状況や避難所での必要性に応じた対応が可能となるよう、人と物の手配等を検討していきたいと考えております。

○本木委員

はい。わかりました。

○寺田会長

他にご質問ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。薬剤師会さんは大丈夫ですね。

はい。それでは質問がないようですので、医薬品等の備蓄方法については事務局の提案通りということではよろしいでしょうか。

【異議なし】

○寺田会長

はい。ありがとうございます。異議なしということですので、備蓄方法についてはこれからまた調整が必要になると思いますが、医師会、薬剤師会含め関係者の方々またいろいろご意見を伺うと思いますが、よろしく願いいたします。

3 議題 ③船橋市地域防災計画変更の手続きについて

○寺田会長

それでは次に移らせていただきます。議題 3 船橋地域防災計画変更の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。それでは船橋市地域防災計画変更の手続きにつきましてご説明いたします。

スライドの 17 番をご覧ください。こちら表紙になります。次のスライド（18 枚目）にまいります。

現在の地域防災計画からの主な変更点についてご説明いたします。

本会議でご議論いただきました今後予定しております主な変更点は、こちらのスライドの 6 点となります。

1点目は、これまで小学校等の避難所55箇所に設置されていた応急救護所を廃止し、災害医療協力病院前9箇所に病院前救護所を設置することとなったため、これに伴い、文言や体系図を修正いたします。

2点目は、これまでは医師会長が災害医療対策本部を設置し、市がこれをサポートする体制でしたが、新体制では保健所長を本部長とした災害医療対策本部を設置することになります。

3点目は、病院前救護所の自動設置及び各師会が自動参集する震度の変更です。自動設置及び自動参集基準を震度5強から6弱へと変更いたします。

4点目は備蓄場所の変更です。避難所等に備蓄されていた医薬品等は医療関係者がいなくなるために廃止し、病院等での備蓄といたします。また、ランニング備蓄をしていくために保健所での備蓄は廃止します。なお避難所等に家庭での処置レベルの薬を置くことについては引き続き検討してまいります。

5点目は情報収集方法として、EMIS（Emergency Medical Information System ー広域災害救急医療情報システムー）の利用を明記しております。災害時には病院インフラや人員、薬の量、患者の数等の病院が置かれている状況をいかに正確かつ迅速に把握するかが重要になります。EMISはこれを支援するシステムで、各医療機関がインターネットを介して所定の項目を入力することで、市内医療機関全体の置かれている状況を一括して把握することができます。県や国の動向としましても、EMISの利用を推進しているところがございますので、本市も推進していきたいと考えております。

6点目は災害医療協力病院の定義付けをします。

以上が地域防災計画の主な変更点となっております。次のスライド(19枚目)です。

次に、地域防災計画変更の今後の流れにつきまして簡単にご説明いたします。これまでの会議で地域防災計画の変更に必要な事項については、委員の皆様にご議論いただきご承認をいただいているところでございます。今後は市議会への説明及び報告を行いながら、12月中旬ごろから地域防災計画の所管課であります危機管理課が最終調整したものについてパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を頂戴します。同時に自治会連合協議会等の市民を代表する方々に対して変更内容のご説明をさせていただきます。

パブリックコメント終了後、内容の修正を行い、防災会議において地域防災計画の変更が承認された後、令和2年4月に新体制と移行することになります。

そして新体制移行後は、速やかに市民の皆様への周知を図る必要がございます。発災時に市民の皆様が困ることのないよう、どの地域の方はそのような怪我でどこに行けばよいのかがわかるようなリーフレット等を作成し、全戸配布で市民の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

また、これまでは超急性期をメインに議論してまいりましたが、今後は急性期以降の巡回診療や保健活動についてもご議論いただく予定でございます。

以上が船橋市地域防災計画変更の手続きについてのご説明となります。

○寺田会長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい。筒井委員。

○筒井委員

主な変更の資料の4つ目の点について、「医薬品等の備蓄場所が病院等が前提となることに伴う、市での備蓄事業の廃止」とありますが、先ほどの口頭での説明の趣旨は市が備蓄をしないということではなく、「保健所という場所」での備蓄事業を廃止することです。

○寺田会長

そうじゃないとおかしくなりますね。はい。

○筒井所長

皆さんにそういう理解でお願いしたいと思います。

○寺田会長

皆さん大丈夫ですね。備蓄は備蓄で、ちゃんと確保しないとイケませんので。その辺の文章の吟味をよろしくお願いします。

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。はい。土居委員。

○土居委員

市での備蓄事業の廃止ということは、いままで保健所に備蓄をしていたわけですが、今度病院とか保険薬局、いわゆる調剤薬局で薬を備蓄する場合に、そこでランニングしている薬については何とかなるとして、使用期限が来たりどうこうという薬を廃棄するわけですね。そのときの費用というのは当然予定というか、予算組みをすることになっているのでしょうか。

○寺田会長

ランニング備蓄といってもですね、多めにストックすれば使用期限切れ、あるいは、物によっては消毒の期限切れの医療材料も出てきますし、その辺のですね、市の考えもここで細かいことですが、あらかじめ聞いておかななくてはならない。特に薬局の方は、なるべくその使用期限切れの薬を減らして、健全経営に努力してるところでございまして、市の方のお考えはいかがでしょうか。

○事務局（西田保健総務課長）

ご意見ありがとうございます。基本的にはですね、病院門前薬局等ともランニングできる量を折衝させていただきまして、備蓄の方をお願いする予定ではございますが、そういう意見等も踏まえまして検討を今後させていただければと思います。

○土居委員

わかりました。はい。

○寺田会長

資料2 災害用備蓄医薬品の薬局に丸がついている部分について、これが使用期限切れになるようなことは意外とないんじゃないですかね。

はい。杉山委員。

○杉山委員

実はこれ作業部会でかなり減らしていただいて、このぐらいだったら何とか備蓄できるだろうってところに落ち着かせていただいたのと、ランニングということであれば、それは今おっしゃっていただいたように少ない量でもランニングしておくということで対応できるんじゃないかと。すいません、説明不足だったかもしれません。一応そういう感じで、お話にはなっています。かなり絞っていただいて、薬局で負担のないようにというようになっています。

○寺田会長

その辺は災害医療コーディネーターが知恵を絞ってくれてますので。なるべくロスがないようにやってると思いますので、よろしくお願いします。他にご意見ご質問ございますか。

はい。宮澤委員。

○宮澤委員

はい。宮澤です。

同じ18ページの主な変更点の1番最後のところなんですが、「災害医療協力病院の定義づけ」っていうのが出てきてるんですが。これは私の認識だと2次救急を念頭に置いていたのですが、これは何か変更をという話なんですか。それだけお聞きいたします。

○寺田会長

システムに入れるときにちゃんと定義をして、こういう病院が病院前救護所を作りますということによろしいです。

○宮澤委員

はい。そういうことですね。了解しました。

○寺田会長

そういうことですので、よろしく申し上げます。

他にご意見ご質問ございませんか。

それではですね、この地域防災計画変更の手続きについてご意見がないようでしたら、提案通りに進めることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

○寺田会長

はい。異議なしということで、船橋市地域防災計画変更の手続きについては以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

3 議題 ④透析患者及び妊産婦への対応について

それでは次に移らせていただきます。議題の4透析患者及び妊産婦への対応について。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。では透析患者さん及び妊産婦の方への対応についてご説明いたします。次のスライド（22枚目）からご覧ください。

まず、人工透析が必要な患者さんについてです。透析患者さんへの対応は原則として市内医療機関で対応し、対応できない場合には被災地外での対応としたいと考えております。

緊急に治療しなければ命にかかわる場合には、透析治療が可能な災害医療協力病院で対応し、慢性的な治療の場合には一般診療所等での対応としたいと考えております。従いまして、これまで診療所については外来患者さんの受け入れを中止し、病院前救護所に参集していただくこととなっておりましたが、透析治療可能な診療所等については自院にて透析治療にあたっていただきたいと考えております。

資料4をご覧くださいませでしょうか。透析可能な診療所等はこちらのリストにございます医療機関を想定しております。本会議においてご承認いただければ、今後各医療機関と調整を行い、災害時の対応を協議していきたいと考えております。次のスライド（23枚目）でございます。

各医療機関が実施することについてご説明いたします。主な対応を3点です。

1点目は、透析対応医療機関はEMISやFAX等により災害医療対策本部に透析治療

は継続できるか否かの報告をお願いしたいと思います。

2 点目は、透析が必要な方が発生した場合には積極的に受け入れていただきたいと思っております。

3 点目は、診療所の医師は、透析治療ができないときは EMIS や FAX 等による報告の後、近隣の病院前救護所での活動に従事していただきたいと考えております。次のスライド (24 枚目) です。

保健所が実施することでございます。主に 2 点となります。

1 点目は、透析対応医療機関のインフラ等を確認し、診療の可否について把握しておくことです。基本的に EMIS 等により確認をすることとなりますが、入力できない状況も考えられますので、そのような場合には保健所が主体的に情報収集する場合もあるかと思っております。

2 点目は、搬送体制の確立です。搬送が必要な方が出ても対応できるよう、関係機関との連携、ルールについて事前に確認をしておく必要がございます。

以上が透析患者の方への対応となります。次のスライド (25 枚目) です。

続きまして、妊産婦の方への対応についてご説明いたします。妊産婦の方への対応につきましても、透析患者の方と異なり、分娩まで期間がある場合もございます。そこで原則としては被災地外で地震の影響を受けないと考えられる場所で、精神的・身体的に安定した状況で出産をしていただきたいと考えております。一方で陣痛が始まった場合など緊急時には市内で対応することとしたいと考えております。また、出産自体や搬送にリスクが伴うような方の場合には、周産期母子医療センターとなっている病院で対応できるよう、それらの病院に受け入れを要請する体制を整えていきたいと考えております。次のスライド (26 枚目) です。

各医療機関が実施することについてです。基本的には透析対応医療機関の場合と同様に、診療受け入れの可否について災害医療対策本部に報告をいただき、受け入れができない場合には入院患者の方への対応を、もしくは可能であれば病院前救護所での活動に従事していただきたいと考えております。資料 4 にもございます、産科及び産婦人科を標榜している医療機関でこのような対応をしていただくことを想定しております。次のスライド (27 枚目) です。

保健所が実施することでございます。こちらも基本的には透析の場合と変わりませんが、妊産婦の方に周知を図っていく必要がございますので、母子手帳の交付の際にご案内をお渡しするなど、機会をとらえて取り組んでまいりたいと考えております。

以上が妊産婦の方への対応についてのご説明となります。次のスライド (28 枚目) です。

最後にこちらの今後の課題についてご説明いたします。主に 3 点ございます。

1 点目は、各機関に対する EMIS の利用の周知です。現在病院を中心に運用しておりますが、なかなか EMIS の周知・入力体制が整っていないところがございますので、診療所を含む各医療機関に対して周知徹底を図っていく必要がございます。

2 点目は、透析患者の方、妊産婦の方に対して、災害医療体制なのか、通常体制なのかをどのように伝えていくのかです。例えば震度6弱以上の地震が起こったときは、病院前救護所に自動参集し災害医療体制が開始されますが、被害が軽微であることが確認できた場合には平時の医療体制に戻すこともあります。この場合に市民がどちらの医療体制なのか混乱することのないようにする必要があります。

3 点目は、各医療機関との協議です。透析の方への対応、妊産婦の方への対応、それぞれに特徴がございますので、発災時の対応について各医療機関と十分に協議しつつ進めていく必要があります。

これらの課題を十分認識しながら、発災時に困ることのないよう検討を進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○寺田会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見ご質問ございますでしょうか。大丈夫ですか。

佐藤委員。

○佐藤（美）委員

妊産婦さんに情報を周知することはとても難しく、妊娠初期に説明しても後期には記憶が薄れていることが往々にしてあります。そこをどうやって記憶にとどめていくのが課題です。病院の協力がとても重要なので、災害の時の受診体制についてかかりつけ産婦人科からも伝えていただきたいと思います。

○寺田会長

はい。ありがとうございました。これは確かに、妊娠初期の妊婦さんにはまだちょっと周知徹底が難しいのと、もう1つ、お産を扱ってる医療機関、船橋は非常に少ないので、その医療機関に対しては災害時にこうですという説明が特に重要になってくるんじゃないかというご意見をいただきましたので、事務局の方はそれもまたよろしくお願いいたします。

他にご質問は。はい、杉山委員。

○杉山委員

ご説明いただきました透析治療をするという病院、医療機関にはクリニックも入ってくると思うんですけど、もし災害時に立ち上げるとすると、門前の薬局を立ち上げる必要が出てきますよね。

○寺田会長

たぶん必要性は出てくると思います。

○杉山委員

産科の部分も、院外が出しているところがあればそこも調整が必要だと思います。

○寺田会長

そこら辺もやっぱり周知徹底が必要だと思いますね。

周産期を扱うところと透析を扱うところはやはり門前薬局の方にもインフォメーションを入れて、なるべく平常通りに開けてもらうというようなシステムがまた問題点となって出てくると思います。これもまた検討していかないといけないと思いますので、よろしく願います。はい。ありがとうございます。

はい。佐藤委員。

○佐藤（美）委員

市内の病院に通っている妊婦さん達ですが、例えば東部エリアにお住まいの方でも、西部エリアの病院に通院されることがあります。資料4の分娩対応医療機関であれば、西部エリアの医療機関がかかりつけの産婦人科でも、お住まいに近い東部エリアの産婦人科を受診できるということですのでよろしいでしょうか。

○寺田会長

行きつけのところにいけないことを想定してなるべく近くのところで行くというのが、発災時の基本ですので、そういうふうに解釈していただいてもいいと思います。

○佐藤（美）委員

そうであれば病院の周知というのがとても大事です。

○寺田会長

なので余計大事なので、その辺はよろしく願います。はい、ありがとうございました。他にご意見ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○陸上自衛隊

自衛隊ですけれども、搬送体制の確立っていうところで、搬送が必要となった場合に、どういった連絡手段で我々自衛隊に要請が来るのかっていうところをお聞きしたいと思います。特に自衛隊としては、船橋市長が本部長になる災害対策本部ですね、今は連絡員が行くことになってるんですけれども、こちらの医療対策本部と直通の連絡手段がないので、どういった要請に基づいてそういう搬送の手段をとったりとか、その部隊を整えるかっていうところを具体化していただけると、我々も準備ができます。

○寺田会長

貴重なご意見ありがとうございます。もう頼みの綱は最終的には自衛隊だけです。他が大体駄目になっていても自衛隊だけは機能すると思います。自衛隊と警察については道路関係の情報、その辺の共有は市の方はどう考えてますか。

○事務局（西田保健総務課長）

はい。保健所に災害医療本部が立ちますので、こちらから搬送が必要だということであれば市の災害対策本部の方に要請しまして、そこから自衛隊にお願いするという形になります。

○寺田会長

その辺の連絡がスムーズにいかないと、かなり搬送に時間がかかるという事態も出てきますので、よろしくをお願いします。

どうもありがとうございます。またよろしくをお願いします。

他に、よろしいでしょうか。

それではですね、透析患者及び妊産婦への対応について、事務局の提案通り進めていくことでよろしいでしょうか。

【異議なし】

○寺田会長

はい。異議なしということで、この件に関しては以上とさせていただきます。

4 報告事項

それでは、次に移らせていただきます。

次第の4報告事項について、これは船橋二和病院前救護所設置・運営訓練についてですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局（鈴木保健総務課長補佐）

はい。では令和元年6月9日の日曜日に船橋二和病院で実施しました、病院前救護所設置・運営訓練についてご報告いたします。次のスライド（30枚目）です。

訓練の概要は記載のとおりでございます。今回の訓練は、船橋二和病院に隣接しております船橋二和病院附属ふたわ診療所の敷地内で訓練を行っております。次のスライド（31枚目）です。

当日は船橋二和病院の職員、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の医療関係団体の皆様、災害医療協力病院の皆様、市職員の合計121名が集まり訓練を実

施いたしました。次のスライド（32枚目）です。

当日の流れでございます。今回の訓練では、何もない状態から診療所の玄関前にトリアージポスト、治療エリア、指揮所を備えた病院前救護所を設置し終えるまでにどの程度時間がかかるのか、また、模擬患者を流して病院前救護所、病院内における傷病者の動線がどのようなものになるかの確認に重点を置いて検証いたしました。次のスライド（33枚目）です。

訓練に先立ちまして松戸徹船橋市長及び船橋二和病院長の松隈先生からご挨拶をいただきました。次（34枚目）です。

続いて実際の発災を想定して、船橋二和病院のスタッフの方に病院前救護所を設置していただきました。約10名でトリアージポスト、治療エリア、指揮所を設置しましたが、トータルで15分ほどの時間を要しております。また、各エリアの設置の際のポイントにつきましては、二和病院の白井精一郎先生からご説明がありました。次（35枚目）です。

こちらが設置をしている様子でございます。ふたわ診療所の玄関前にトリアージポスト、軽症者の治療エリア、指揮所を設置いたしました。次（36枚目）です。

こちらは診療所の中の様子でございます。外から中に入る際に傷病者を病院スタッフに引き継ぐ場所となる引継所、トリアージで中等症者、重症者と判定された方の処置をするための黄エリアと赤エリアを設置いたしました。なお、今回の訓練では時間の都合により、引継所、黄エリア、赤エリアは前日に設置をしております。次（37枚目）です。

続きまして、病院前救護所を運営するにあたり、病院前救護所の全体の動きについて白井先生から説明をしていただきました。また、全体説明終了後には運営訓練で配置されるセクションごとにスタッフが集まり、リーダーを中心に実際の動きについて確認を行いました。次（38枚目）です。

続いて病院前救護所の運営を実施しました。傷病者については、トリアージ緑を12件、黄5件、赤を5件、黒を1件、合計23件の検証を行いました。トリアージポストでは、寝ながらトリアージができるよう簡易ベッドを用意しました。また、ベッドの上に搬送ができる布担架を敷くことにより、布担架ごと搬送係へスムーズに引き渡すための工夫がされていきました。院内への搬送については、引きずりタイプのストレッチャーを利用し検証しました。特に引きずりタイプのストレッチャーが少人数での院内搬送に役立ちました。また、治療エリアでは傷病者がどのように治療され帰宅するのかについて、動線を含めた検証を行いました。次のスライド（39枚目）です。

こちらは病院内の黄エリアと赤エリアとなります。どちらのエリアも搬送されてきた傷病者の情報をホワイトボードに記入し、管理を行いました。次々と搬送されてくる中等症者、重症者に対して、迅速に対応を決め指示が出されておりました。次のスライド（40枚目）です。

最後に各セクションの代表者からの訓練結果の報告と、寺田医師会長、松隈船橋二

和病院長、筒井保健所長から講評をいただきました。トリアージで黒と判定された方のご家族に対する説明の重要性や、治療エリアで使用する医療材料を今後考えていくこと、また、トリアージタグの記入について、筆圧が弱いと3枚複写となっているシートの3枚目まで記載内容が写らないケースがあったため、注意が必要であることなど、訓練を通して様々な課題が見つかりましたので、今回の反省を活かして次回以降の訓練を実施していきたいと考えております。

訓練についてのご報告は以上でございます。

○寺田会長

はい。ありがとうございました。前回の徳洲会病院での訓練も踏まえて、より実践的な訓練になってきていると思います。今後も順次実施して9箇所の災害医療協力病院全てにおいてこういう訓練をしたいと思っておりますので、またよろしくお願ひします。今の事務局の説明について、何かご質問ご意見ございますでしょうか。

はい。浅原委員。

○浅原委員

質問ではないのですが、今回二和病院さんは自腹で300万ぐらいお金をかけて、レントとか全部準備したようですけれども、今後まだ、あと7病院やるわけですが、全ての病院がそれだけの負担をするかどうかということについては、医師会としても不明です。これを市の援助なしにやらなければいけないという風に考える病院は少ないと思いますので、今後ですね市の方の予算としてちゃんと組み込んでいただいて、協力してくれる病院に対してはその分を出すと、というようなことを考えていただかないと、やらないって病院も出てくると思いますので、僕のところはもう終わってしまったので残念な気がしますし、二和病院さんもそうですけども。今後の病院さんとかも含めまして、病院の方の考えもお聞きした上で、今後の市の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

○寺田会長

貴重な意見ありがとうございます。これはですね、実に切実な問題でして、これから一般病院に移っていきますので、その辺に関してはなかなか難しいと。

それから、他市の事例では、行政の協力の上で成り立っているという話も聞いております。市の予算というのは全部市議会を通さないといけませんので、今こちらで提案してもすぐというわけにはいかないと思いますが、その辺は事務局のこれからの努力にかかっていると思いますが、その辺のことも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。これからは普通の、一般の病院でこういう訓練をしてやっていかなきゃいけない。とにかく今の医療事情を医師会長として言わせていただければ、100床前後の病院というのは非常に経営が苦しい。そこで一生懸命やってもらってるので、何がし

らの援助がいただきたいという風をお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

他に、ご意見や質問はございますか。

よろしいでしょうか。この件に関しては以上でよろしいでしょうか。

それでは本日の次第については、全てこれで終了いたしました。事務局にお返しいたします。

閉会 14時40分

○事務局（西田保健総務課長）

寺田会長ありがとうございました。

皆様、ご多忙のところ、ご協議いただきありがとうございました。冒頭でもお伝えいたしましたが、本日の会議は公開としておりますので、議事録は市のホームページで公開することとなっております。

委員の皆様には、まとめ次第、議事録を送付させていただきますので、ご発言の内容のご確認をお願いしたいと存じます。また、次回の会議は10月中旬頃を予定しております。

それでは、以上をもちまして第6回船橋市地域災害医療対策会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。